

# 川崎市公告第463号

## 入札公告

令和8年2月12日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

コンテナターミナル受変電設備等保守点検管理業務委託

#### (2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島92番地

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 業務概要

コンテナターミナルの特別高圧受変電設備・非常用自家発電設備等の機能を正常かつ良好に維持するため、日常及び定期的な保守点検及び管理を行う。

##### (業務委託内容)

- 受変電設備保守管理業務

受変電設備及び監視制御設備の24時間常駐監視・運転操作業務

- 受変電設備保守点検業務

高圧受変電設備の定期法令点検及び非常用発電設備の点検整備

- 電力監視設備保守点検業務

電力監視設備の機能点検

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

(4) 現場作業責任者に第3種電気主任技術者以上または、第一種電気工事士の資格を有する者を配置できること。

### 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

#### (1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### (2) 配布・提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月18日（水）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

#### (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 現場作業責任者となる予定の者が第三種電気主任技術者以上または第一種電気工事士の資格を有することを証する書類

#### (4) 提出方法

持参とします。

### 4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します。

なお、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」でも閲覧できます。

### 5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

なお、交付については、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて令和8年2月25日（水）に送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和8年2月25日（水）午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までの間は除く。)

### 6 仕様に関する問い合わせ先等

- (1) 問い合わせ先  
3 (1)に同じ
- (2) 質問受付期間  
令和8年2月26日（木）午前9時から令和8年3月2日（月）午後4時まで
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。なお、Excelデータが必要であればご連絡ください。
- (4) 質問受付方法  
電子メール又はFAXに限ります。  
電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp  
FAX 044-287-6038
- (5) 回答方法  
令和8年3月6日（金）までに、文書（電子メール又はFAX）にて、競争入札参加者全員に送付します。

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 一般競争入札参加申込書について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所
  - ア 入札日時  
令和8年3月13日（金）午後2時
  - イ 入札場所  
川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン3階会議室
- (3) 入札保証金  
免除
- (4) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

- (4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

## 10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご確認ください。

## 11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ